令和１０年度大学院入学試験における変更点（予告）について

標記のことについて,令和１０年度大学院入学試験において以下のとおり変更となる予定です。なお，本内容は令和８年11月現在の内容であり,今後，変更となる場合があります。

・大学院芸術学研究科**博士後期課程芸術専攻における外国人留学生入学試験の募集を停止**します。

・日本国籍を有しない者，かつ入学後に日本国内に在留するため在留資格「留学」を取得または更新する必要がある者についての出願要件

博士前期課程志願者は出願時に，**出願時から遡り２年以内（令和７年７月実施以降）**に日本語能力試験（JLPT）の「N2以上」の認定を受けていること，又は日本留学試験（EJU）において令和7年11月，令和8年6月,11月，令和9年6月実施のいずれかを受験し「日本語（読解，聴解・聴読解）で240点以上」及び「日本語（記述）で35点以上」を取得していること。

博士後期課程志願者は出願時に，**出願時から遡り２年以内（令和７年７月実施以降）**に日本語能力試験（JLPT）の「N1」の認定を受けていること，又は日本留学試験（EJU）において令和7年11月，令和8年6月,11月，令和9年6月実施のいずれかを受験し「日本語（読解，聴解・聴読解）で280点以上」及び「日本語（記述）で35点以上」を取得していること。

なお，日本語能力試験（JLPT）の認定結果にて出願する場合は，出願書類として「認定結果及び成績に関する証明書（原本)」が必要となります。令和9年に実施される日本語能力試験（JLPT）については，出願時に「認定結果及び成績に関する証明書（原本)」の取得が間に合わない場合がありますのでご承知置きください。

以　上